

船橋市廃棄物搬入許可申請書（臨時用）

平成 年 月 日

船橋市長 あて

会社住所 申請者 住所
 (搬入者)
 会社名 氏名
 電話番号 電話番号

事業系ごみの場合のみご記入ください。

事務処理欄

船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例第22条第1項の規定により、次のとおり申請します。なお、この申請書に記載の事項は、事実と相違ありません。

排出場所 (ごみの発生場所)	住所 船橋市 名称 申請者の住所と異なる場合のみ記入してください。		
発生区分	家庭系ごみ 事業系ごみ (業種) 具体的に記入してください。なお、産業廃棄物は搬入できません。		
搬入車両の登録番号	習志野 () その他 ()		
搬入量	kg		
ごみの内容	粗大ごみ	電気・ガス 石油器具	扇風機 電子レンジ プリンター ビデオデッキ 照明器具 ラジカセ・CDプレーヤー等 ストーブ・ファンヒーター等 ガスコンロ 掃除機 炊飯器 その他 ()
		家具・寝具 建具	布団 タンス 座椅子 ソファ 衣装箱 じゅうたん カーペット テーブル 机 いす カラーボックス 棚 テレビ台 ドレッサー(鏡台) その他 ()
		趣味・スポーツ レジャー	ゴルフ式 スキー板(ストックを含む) キャンプ用品 健康器具等 その他 ()
		上記以外の 品目	自転車 乳母車 チャイルドシート 植木 旅行カバン おもちゃ類 プランター その他 ()
	可燃ごみ	^{ちゅうがい} 厨芥類(台所ごみ) 紙くず 書類 ポリタンク(18リットル以下) 枝木(50cm以内・家庭系) その他 ()	
	不燃ごみ	陶磁器類(せともの類) 傘 ガラスくず 乾電池 刃物類 蛍光管 その他 ()	
	資源ごみ 有価物	ビン カン なべ・やかん等 新聞 雑誌 段ボール 毛布 衣類 その他 ()	

備考 1 受入基準に適合していないことが判明したときは、受付後でも廃棄物の搬入を拒否します。

2 申請書に記載の個人情報は、受入基準の確認以外には使用しません。